○法務省告示第百四十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十二月一日

法務大臣　平口　洋

千葉地方法務局所属	飯畑　勝之
水戸地方法務局所属	有竹　茂一
同	桂　大輔
同	石原　直弥
同	鈴木　和男
同	堀　恩惠
同	岡野　典章
同	菅原　武志
宇都宮地方法務局所属	野崎　昌利
同	岩坂　敏光
同	石原　誠二
同	和久本圭介
同	古谷　剛司
前橋地方法務局所属	吉田　幸久
同	堀内　龍也
同	中崎　俊彦
同	鈴木　朗
同	中山　敏之
同	大谷　勝好
静岡地方法務局所属	綿谷　修
同	櫻井　達朗
同	名倉　俊一
同	伊藤　秀道
同	森田　久弘
同	山根　薫
同	梶　智紀
同	植木　裕
同	岩崎　琢治
同	中村　雅人
同	島村　浩昭
同	市原　久幸
同	鈴木　敏宏
甲府地方法務局所属	藤井　理
同	亀田　雅子
同	澤田　潤
長野地方法務局所属	田玉　修一
同	福光　洋子
同	岡田　治彦
同	髙澤　弘幸
同	福田　克則
同	渡辺　英樹
同	大澤　新一
同	三宅　義寛
同	秤屋　雄一
新潟地方法務局所属	東方　良司
同	渡邉　雅則
同	大串　雅里
同	星野　辰守
同	宮城　安
同	片山　徳征

○財務省告示第三百六号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十七条第四項の規定に基づき、同法附則第五十二条第六項の規定により読み替えられた同法附則第四十七条第一項の規定による企業年金基金を指定する件（平成十九年八月財務省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月一日

財務大臣　片山さつき

第一号中「エヌ・ティ・ティ企業年金基金」を「ＮＴＴ企業年金基金」に改め、第二号及び第三号中「東京都千代田区大手町二丁目二番二号」を「東京都千代田区内神田三丁目六番二号」に改める。

○農林水産省告示第千八百十一号

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二十五条の規定に基づき、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構から登録実施事務の廃止をすることについて、次のように届出があったので、同法第三十一条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年十二月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　廃止しようとする登録実施事務の範囲

登録実施事務の全て

二　廃止をしようとする年月日

令和七年十二月一日

三　廃止の理由

本法人の公益目的支出計画の終了日である令和十一年三月三十一日に向け、同計画の継続事業を順次縮小させることとなり、継続事業に含まれる登録実施機関の事務については、登録実施機関の登録期間が満了する令和七年十一月三十日に合わせて廃止するため。

○特許庁告示第九号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　千三百三十スイス・フラン　二十五万五百円	一　千三百三十スイス・フラン　二十四万二千七百円
二　十五スイス・フラン　二千八百円	二　十五スイス・フラン　二千七百円
三　二百スイス・フラン　三万七千七百円	三　二百スイス・フラン　三万六千五百円
四　三百スイス・フラン　五万六千五百円	四　三百スイス・フラン　五万四千七百円

附　則

1　この告示は、令和八年一月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十二万三千七百円 二　シンガポール知的所有権庁　二十七万二千九百円 三　インド特許庁　一万六千九百円（個人にあつては、四千二百円）	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十一万七千六百円 二　シンガポール知的所有権庁　二十六万四千円 三　インド特許庁　一万七千六百円（個人にあつては、四千四百円）

附　則

1　この告示は、令和八年一月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。